



繰延資産の取扱い



「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 満広

掲載(予定)テーマ	
①減価償却資産と法人税	②減価償却の変更と中古資産
③資本的支出と修繕費	④繰延資産の取扱い
⑤有価証券の取扱い	⑥有価証券の取扱い

法人税法上の繰延資産とは、人が支出する費用のうち、支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの（資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除きます）とされています。

繰延資産に該当する費用は、支出時に貸借対照表の資産に計上し、支出の効果が及ぶ期間に応じて償却することとなります。

範囲

税法上の繰延資産は、主に10の項目に区分されています。（図表参照）

(1)～(5)は会計上の繰延資産とほぼ同じですが、(6)～(10)は税法固有の繰延資産となっています。

繰延資産の具体的な内容は以下のとおりです。

のことです。こうした施設を利用等する協会員や商店等が負担する設置費用等は、繰延資産として償却期間に応じて損金算入します。なお、償却期間は以下のとおりです。

(イ) 負担者等の共同の用に供されるものまたは協会等の本来の用に供されるもの：その施設の耐用年数の10分の7に相当する年数（土地取得に充てられる部分は45年）

(ロ) 不動産の共同の用と一般公衆の用とに供されるもの（アーケード等）：5年（施設の耐用年数が5年未満の場合はその耐用年数）

(ハ) 賃借しまたは使用するための費用

ただし、不動産業者に支払う仲介手数料は、繰延資産としないで全額損金とすることができます。償却期間は以下のとおりです。

(イ) 建物の新築に際して支払った権利金等がその建物の賃借部分の建設費の大部分に相当し、かつ、建物の存続期間中賃借でき

図表 税法上の繰延資産の範囲

区分	償却方法
(1) 創立費	随時償却（※1）
(2) 開業費	
(3) 開発費	
(4) 株式交付費	
(5) 社債等発行費	
(6) 自己が便益を受ける公共的施設等の設置等のための費用	償却期間に応じて均等償却（※2）
(7) 資産を賃借しまたは使用するための費用	
(8) 役務の提供を受けるための費用	
(9) 広告宣伝用資産の贈与のための費用	
(10) その他自己が便益を受けるための費用	

(※1) 傷却額を法人の任意で決められる傷却方法
(※2) 支出金額が20万円未満の場合、損金経理した金額を全額損金算入できる

(1) **創立費**
会社を設立する際にかかる費用のうち、会社が負担すべき費用です。定款等の作成費用、株主募集のための広告費、株券等の印刷費、設立登記のための登録免許税等が該当します。

(2) **開業費**
税法では、開業準備のために特別に支出する費用（広告宣伝費や調査費等）とされています。たとえば、設立から開業までの期間に支払った建物の賃借料や水道光熱費等の経常的な費用は、特別な支出ではないので税法上の開業費には該当しません（通常どおりに費用計上）。

(3) **開発費**
新たな技術や新たな経営組織の採用・資源開拓または市場開拓等のために、特別に支出する費用。

(4) **社債等発行費**
新株を発行した際の株券等の印刷費や増資の登記をした際の登録免許税、その他自己の株式（出資を含む）の交付のために支出する費用です。

(5) **社債等発行費**
社債券等の印刷費や社債募集のための広告費、その他債券（新株予約権を含む）の発行のための費用です。

(6) **自己が便益を受ける公共的施設または共同的施設の設置または改良のための費用**

(7) **役務の提供を受けるための費用**
自己が便益を受ける公共的施設または共同的施設の設置または改良のための費用

(8) **役務の提供を受けるための費用**
自己が便益を受ける公共的施設または共同的施設の設置または改良のための費用

(9) **広告宣伝用資産の贈与のための費用**
自己が便益を受ける公共的施設または共同的施設の設置または改良のための費用

(10) **広告宣伝用資産の贈与のための費用**
自己が便益を受ける公共的施設または共同的施設の設置または改良のための費用

です。

新製品を開発するための特許権のうち、会社が負担すべき費用です。展示会出展費、油田を探査するための調査費用等が該当します。

この場合の寄付した金額（土地の価額）は、寄附金として一時の使用料や新市場を開拓するための展示会出展費、油田を探査するための調査費用等が該当します。

新株を発行した際の株券等の印刷費や増資の登記をした際の登録免許税、その他自己の株式（出資を含む）の交付のために支出する費用です。

護岸等のことです。
たとえば、法人が自社で利用する道路を舗装してもらうために、所有する土地を国等に寄付したとします。

この場合の寄付した金額（土地の価額）は、寄附金として一時の損金にすることはできず、繰延資産として償却期間に応じて損金算入することとなります。

なお、償却期間は以下のとおりです。
ただし、不動産業者に支払う仲介手数料は、繰延資産としないで全額損金とすることができます。

償却期間はその資